

受給資格者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染拡大に伴う失業認定の特例的取扱いについて

(特例期間 令和2年3月13日～令和2年4月30日)

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、失業認定について下記のとおり取り扱いますので、感染を懸念される受給資格者の方は、職員にお申し出ください。

1 失業認定日の取扱いについて

① 失業認定日の変更

令和2年3月13日から令和2年4月30日までに失業認定日がある方は、令和2年5月7日以後の次回認定日の前日までの間で認定日の変更（先送り）を行うことができます。
(変更後の認定日は、安定所の指定する日に限ります。)

② 郵送による失業認定の受付

郵便により失業認定を行うことができます。
(「感染拡大懸念のため失業認定日に来所できない」旨の申告が必要です。)

2 求職活動証明書の取扱いについて

① 求職活動を実施できなかった場合の特例措置

令和2年3月10日から令和2年4月30日までの期間に、認定期間が1日以上含まれる方で、感染を懸念する等の理由により求職活動を行えなかった方は、次回認定日に求職活動に関するアンケートにその旨を回答することで、認定を受けることができます。